

外国人人材が失踪したときの対応について

● 技能実習生の場合

【報告先】

外国人技能実習機構、警察、出入国在留管理局（＝入管）

【出入国在留管理局への報告時期】

事由発生後、即時（原則として即日～翌日中）

【根拠】外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

（技能実習の実施が困難となった場合の届出）

第三十三条 監理団体は、第十九条第二項の規定による通知を受けた場合その他実習監理を行う団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習を行わせることが困難となったと認めるときは、遅滞なく、当該通知に係る事項その他の主務省令で定める事項を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。

【出典】

（外国人技能実習機構）

<https://www.otit.go.jp/system/format/03/>

提出書類：技能実習実施困難時届出書

● 特定技能外国人の場合

【報告先】

警察、出入国在留管理局、登録支援機関

【出入国在留管理局への報告時期】

事由発生後、2 週間以内

【根拠】 出入国管理及び難民認定法

(特定技能所属機関による届出)

第十九条の十八 特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下この款及び第八章において「特定技能所属機関」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

- 一 特定技能雇用契約の変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき、若しくは特定技能雇用契約が終了したとき、又は新たな特定技能雇用契約の締結をしたとき。
- 二 一号特定技能外国人支援計画の変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき。
- 三 第二条の五第五項の契約の締結若しくは変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき、又は当該契約が終了したとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める場合に該当するとき。

【根拠】 出入国管理及び難民認定法施行規則

(特定技能所属機関による届出)

第十九条の十七 法第十九条の十八第一項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号並びに別表第三の五の上欄に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

2 法第十九条の十八第一項の規定による届出をしようとする特定技能所属機関は、同項各号に掲げる場合に該当することとなつた日から十四日以内に、同項各号に掲げる場合に該当することとなつた旨及び前項に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

(3～5項略)

6 法第十九条の十八第一項第四号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特定技能外国人を受け入れることが困難となつた場合
- 二 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号。次条第二項第二号において「特定技能基準省令」という。）第二条第一項各号又は同条第二項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないこととなる事由が生じたことを知つた場合

【出典】

(出入国管理庁)

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00190.html

届出事項

- (1) 届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号
 - (2) 受入れが困難となった事由並びにその発生時期及び原因
 - (3) 特定技能外国人の現状
 - (4) 特定技能外国人の活動継続のための措置
- ※ 様式については、上記 HP に掲載

● 留学生の場合

【報告先】

警察、出入国在留管理局、送り出し機関

【出入国在留管理局への報告時期】

事由発生後、2 週間以内

【根拠】出入国管理及び難民認定法施行規則

(所属機関による届出)

第十九条の十六 法第十九条の十七に規定する法務省令で定める機関は、教授、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、留学又は研修の在留資格をもつて在留する中長期在留者が受け入れられている機関（当該中長期在留者の受入れに関し、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十八条第一項の規定による届出をしなければならない事業主を除く。）とする。

2 前項に規定する機関が法第十九条の十七の届出をするときは、別表第三の四の表の上欄に掲げる受入れの状況に至った日から十四日以内に、当該受入れの状況に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した書面を地方出入国在留管理局に提出するものとする。

別表第三の四（第十九条の十六関係）

一

教授、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能又は研修の在留資格をもつて在留する中長期在留者の受入れの状況	事項
受入れの開始	一 中長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号（以下この表及び二の表において「氏名等」という。） 二 中長期在留者の受入れを開始した年月日 三 中長期在留者が行う活動の内容
受入れの終了	一 中長期在留者の氏名等 二 中長期在留者の受入れを終了した年月日

【出典】

（出入国管理庁）

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/shozokunikansuru_00001.html